

地域情報ネットワークの形成と地域づくり

The Formation of Local Information Network and Community Identity

長 島 伸 一*

Shinichi Nagashima

はじめに

- (1) 二つのメディア論の系譜
- (2) 地域情報化の注目すべき動向
- (3) 情報コミュニティと地域情報
- (4) 住民主体の地域情報化
- (5) 争点情報の現在
- (6) 地域メディアと地域づくり

はじめに

昨年9月11日のアメリカ同時多発テロ事件。世界を震撼させたこの事件は、21世紀を環境と平和の世紀にしなければならないという願いを、一瞬にして吹き飛ばした。同時にこの事件は、皮肉にも過剰という形容詞を冠した情報の世紀が始まったことを、改めて確認させることにもなった。

文字どおり連日連夜、世界中のテレビ局は、刻々と事件を〈リアルタイム〉かつ〈一方通行〉に流し続けた。インターネット上では、玉石混交の〈瞬時〉情報がこれも文字どおり世界中を〈飛び交う〉ことになった。〈同期性〉では明らかに両者に劣る各国の新聞は、常に〈半日の冷却期間〉を経ながら、この事件を配信し続けた。それを追いかけるように〈一週間〉〈一カ月〉〈数カ月〉のタイムラグを経て、おびただしい数の週・月刊誌と書籍類が店頭を賑わした。

生々しい〈同時性〉を武器とする電子メディア

や電気メディアよりも、あるいはまた事件の詳細を伝える週・月刊誌よりも、冷静に事件の背景や歴史に分け入り事の真相に迫ろうとする書物の方に関心が向かう人々も少なくはなかったであろう。しかし、次々に新しい話題を追いかけるテレビやインターネット情報の快楽の前には、タイムラグがまどろこしいと感じる人々の方が圧倒的多数派ではなかったか。

電子メディアと活字メディアは21世紀にはたして共存し続けるかどうか。新たなテクノロジーの登場とともに、コミュニケーション・メディアの革新過程は、「単モードからマルチモードへ」(無声映画→トーキー、ラジオ→テレビ)、「低忠実度から高忠実度へ」(SP→LP→CD、DVD)、「低速の伝送路から高速へ」と深化してきた⁽¹⁾。しかし、例えば、オーディオの世界において、今日では、インターネットからファイルの形でダウンロードが可能になっており、商品としてのCDそのものの存立が危うくなっている。また、最近の新書ブームと同時並行で進行する極度の出版不況は、電子メディアと活字メディアとが、共存・重層関係ではなく、破壊・駆逐関係におかれているのかも知れないという危惧すら懐かせる。

こうした状況を踏まえて、哲学者の黒崎政男は、次のような悲観的な見通しを述べている。「膨大な労力をかけて作られたオックスフォード英語辞典全20巻はかつて数10万円していた。その

*教授

見事な果実は、電子化され CD-ROM 化されることで、今日、数万円で入手することができる。辞典は電子化によって、基本価格がそこまで下がってしまったのである。したがって今度は、それを超える膨大な初期費用と労力がかかる辞典が制作されることはないだろう。電子化テクノロジーによって、本来は高価な果実を、法外な安価で食べ尽くすことが出来るが、そのあとは、新しい果実が育たない荒れ野だけが残る、という感じなのだ⁽²⁾。

こうした悲観論とは別に、黒崎自身は次のようにも述べている。「いつの時代も人類は〈未曾有の激変期〉を呼びながらも、結局なんとかやってきたではないか、と楽観してしまいたい気持ちにもなるのである」。この指摘に込められたニュアンスは、悲観と楽観が相半ばするというよりも、むしろ悲観色の色濃い表現になっているように思われる。ここでは、地域情報化という論点に絞って論を展開することにするが、それに進む前にまず、メディアをめぐる二つの立場を整理するところから始めよう。

(1) 二つのメディア論の系譜

メディア論には悲観論もあれば楽観論もある。現在の支配的なメディア論は、どちらかと言えば、情報社会の光の部分にさらに光をあてた楽観論の方が優勢である。新しい情報技術からなる新メディアは、日々の暮らしや労働を、より便利で合理的なものに変え、豊かな社会を実現させてくれるというのである。これらの技術中心のメディア論は、テクノ・メディア論と総称することができるが、言うまでもなく楽観論の系譜に属するといつてよい。ところで、情報化と地域づくりをテーマとする本稿にとって、トフラーの「エレクトロニクス住宅」論は、この楽観的なテクノ・メディア論の系譜の中でも、とりわけ無視しえない論点を含んでいる。

トフラーによれば、高度な電子工学技術の導入された「エレクトロニクス住宅」が普及すれば、地域社会への影響は計り知れないという。仕事を代えるたびに引越せざるをえない現代社会では、「地域社会に参加するのに抵抗を感じる」人々が多いが、在宅勤務、ホームショッピング、

家事全般のオートメーション・システムなどが完備された「エレクトロニクス住宅」が社会を覆うことによって、「地域社会への帰属意識を回復し、教会、婦人グループ、友愛組合の支部、同好会、運動や青年のグループなど自発的な組織を復活させることになる」というのである⁽³⁾。

1980年におけるトフラーの予測は、SOHOの普及やネット・オークションへの関心の高まり、家電製品の電子化などによって、20年後の現在、徐々に現実のものになりつつある。したがって、デジタル情報技術の革新はバラ色の未来を約束する、といったテクノ・メディア論を生み出す土壌がここにあると見てよい。しかし、定住と生活における電子化の進展が、自動的に、地域への帰属意識を回復せしめ、在来の「自発的な組織を復活」させるという見通しに対しては、慎重な議論が必要であろう。ここでは、トフラーの所説が、デジタル社会の進行とコミュニティの再生とが結びつく可能性を指摘している点と、こうしたユートピアは、トフラー前後にも現れては消えつつ、しかし現在まで有力なメディア論として命脈を保っていることを確認しておきたい⁽⁴⁾。

これに対して、メディア技術の革新がディストピアしか生み出さない、という極端な議論も後を断たない。しかしこれは、ユートピア論を反転させたものに過ぎず、技術中心史観という同一枠内での対立物でしかない。ここで、もう一つのメディア論というのは、ディストピア論を指すのではなく、ソシオ・メディア論の立場を指している。

ソシオ・メディア論とは、メディアを単に情報技術の発達の産物と捉らえるのではなく、人間や社会と情報技術との複合関係の中から生み落とされた産物と捉らえる立場である。技術中心のテクノ・メディア論に対して、技術と人間や社会との関係性を重視した所説がソシオ・メディア論と呼ばれるものである⁽⁵⁾。

この立場は、メディアを最初からある固有の特性をもったものと見なし、そうした特性が私たちの感覚秩序を一方的に変容させていくと考える立場とは異質のものである。むしろ、メディアは、様々な社会的実践の絡まりあいの中で構成されると考える。したがって、グローバルな社会変化

も、メディアの技術的特性によってではなく、権力や資本のダイナミズムを通してしか生み出されえないことを剔出した議論である⁶⁾。

したがって、ソシオ・メディア論は、地球は一つの包括的な共同体に向かって進みつつあるというマクルーハンの「地球村 (global village)」構想に対しては極めて否定的である。例えばマンフォードは、それを批判して次のように述べている。「真のコミュニケーションは、口頭ないし文字であれ、瞬間的ないし永久的であれ、共通の文化をもつ—そして、同一の言語を話す一人びとの間でのみ可能なのだ。そして、コミュニケーション領域は、多くの外国語を修得したり、旅行や積極的な私的交際によって自分の文化的視野を拡張するなど、個人的努力で拡大することもできるし、また、そうしなければならないが、これらすべての制約を取払うことが可能だというのは、電子的幻想である」。

その上で、ラジオが「地球的規模の情報伝達ではなく、局地的な」メディアとして驚くべき効果をあげた事例として「1968年夏のプラハ市民の蜂起」を挙げている⁷⁾。インターネットなどの電子メディアが出現しても、「遠隔地ナショナリズム (long-distance nationalism)」が登場することはあっても、グローバル・ビレッジに結びつくとは限らない。例えば、アメリカのクロアチア人は、インターネットを介してヨーロッパのクロアチア人と連帯してかれらの運動を支援することはあるだろうし、IRA (Irish Republican Army) の運動が、世界各地に散らばっているアイルランド系市民によって支えられることはあっても、それを単純にグローバル化と括ることは適当とはいえないからである⁸⁾。

情報技術の革新によって、われわれの生活は目まぐるしく変わっているように見える。しかし、メディア環境の変化の影響を受けたように見える行動変化も、じつは社会変化にともなう現象にすぎないケースも多い。ここでは、ソシオ・メディア論に抛りながら地域の情報化という視点に限定して、これまで各地で何が行われてきたか、現在地域で何が行われつつあるのかを垣間見ることにしよう。

(2) 地域情報化の注目すべき動向

首都圏一極集中と地域間格差との解消をめざした地域情報化の推進は、わが国では1980年代に集中して始まったと見てよい。じっさい、郵政省の「テレトピア構想」「ネットワーク型インキュベーション構想」、通産省の「ニューメディア・コミュニティ構想」「テクノネットワーク構想」、運輸省の「メディア・ターミナル構想」、建設省の「インテリジェントシティ構想」、農水省の「グリーントピア構想」など各省庁の情報化構想は、すべて1983年から88年にかけて登場している。それらが、情報通信産業の育成や地場産業の活性化など、地域産業の活性化をめざし、それに力点を置いた施策であったことは間違いない。しかし、産業レベルでの情報化の進展は、必ずしも一極集中や地域間格差の解消にも、地域の暮らしの質的向上にも、地域社会の再形成にも直ちに結びつくものではなかった⁹⁾。

これに対して、90年代に入ると、産業情報や農林漁業技術情報、観光物産情報などの産業振興面ばかりではなく、地方自治体内部の行政事務の情報化や、一般に「住民福祉の向上」と括ることのできる情報化も進展していった。具体的には、防災・気象・水防など緊急時の情報通信システムの整備や、図書館情報、保険・医療情報、生涯学習情報などのネットワークシステムの構築の進展などが、とりわけ顕著であった¹⁰⁾。2000年(平成12年)版の『地域情報化施策の概要』によれば、地域情報通信システムは、以下の32項目にわたり各地で整備が進められていることが分かる。すなわち、行政窓口サービス、行政情報、地図情報、公共施設案内・予約、図書館、地域カード、生涯学習支援、学校教育支援、保健医療、救急医療、緊急通報、福祉活動支援、気象・水防、防災、公害監視、道路・交通、バスロケーション、駐車場、ホームセキュリティーサービス、自動検針、地域・タウン・イベント情報、観光・物産、ホームショッピング、消費者保護、中小企業技術開発支援、産業情報、商店街、オンライン受発注、農林水産物市況情報、農林漁業技術情報、病害虫発生予察情報、漁海況情報のシステム整備がそれである¹¹⁾。

各地の地方公共団体が、地域住民の暮らしの向

上をめざして、行政事務の電子化、行政情報の公開、教育・福祉・医療情報や道路・交通情報、イベント・観光情報などに容易にアクセスできる環境整備を図ってきていることは、確認しておかなければならない。これらの環境整備によって、従来ともすれば膨大な時間を要した事柄が円滑に行われるようになり、従来は提供されなかった生活に必要な情報が入手可能になったことは間違いのないからである。また、近年のメディア論議の中でよく聞かれる「なんでも、いつでも、どこでも (Anything, Anytime, Anywhere)」というコミュニケーション条件が、年を追うごとに徐々に整いつつあることは紛れもない事実だからである。

あわせて、ここ数年の暮らしの情報化の進展にも目を見張るものがある。国内パソコン市場は、2000年に対前年比30.4%増の1413万台になった。世帯普及率でこれを見ると、1999年の29.5%から、2000年には38.6%、2001年3月には50.1%へと確実に増加しており、わが国は既に、パソコンが「2軒に1台の時代」に突入している¹⁹。

携帯電話の拡大基調も、衰えを見せず進んでいる。2000年12月の加入者数は、前年比18%増の6388万人に達し、人口普及率もついに半数を超えた。

これによって、インターネットユーザー数は、携帯電話などからの接続を含めて、1999年12月時点の1442万人から、2000年末には4708万に増加している。ただし、1年で3倍というこの数字を過大に評価することはできない。パソコンと携帯からの重複利用者も含まれているうえ、携帯電話経由のユーザー数が半数(2364万人)あり、メール利用だけで Web にアクセスしないユーザーも少なくないからである。

パソコンの暮らしへの浸透と、各地で開催される IT 講習事業とは連動している。2000年度の補正予算で事業費が計上されたこの事業によって、情報リテラシーの向上とデジタルデバイドの解消が見込まれることは、各自自治体での講習会の盛況からも明らかである。問題は、それを上述したような地域情報化の進展を踏まえて、地域づくりにどのように結びつけていくか、ということになるが、これについては節を改めて論じることにしたい。

ここでは、それとの関連で、神奈川県藤沢市で導入された「市民電子会議室」に触れておきたい²⁰。これは、地域社会におけるインターネット活用の先駆的事例と見なすことができ、市役所の提供する行政情報ばかりでなく、市民が自由にネット上でテーマを設定して会議室を開設できるもので、活用しだいでユニークな地域づくりに結実する可能性を秘めていると見られる。デジタル会議室の分類をみると、福祉・健康・医療、ボランティア、生活・近所、趣味・娯楽、学習・教育、環境・自然・科学、歴史・文化などとなっており、地域生活情報のかなりの部分をカバーしている。

このうち、福祉・健康・医療の分野には、「バリアフリーを考える」、子育て情報満載の「ベビー☆かふえ」、「ロコミ! 藤沢市内のお医者様」など、暮らしに必要な生情報にあふれている。このほか「Web 版『ふじさわ自然通信』」や市役所の「くらし・まちづくり会議室」などには市民の発言が毎日書き込まれアクセス数も多い。また、様々なテーマについての「会議室」でのコミュニケーションは、市への提案やイベント開催などにも結びついており、その意味では新しい市民参加システムと見ることができる。

このほか、同市の HP には、「しみんの広場」コーナーも設けられており、市民個人やグループの HP へのリンクが張られている。こうした藤沢市の開かれた対応は、行政への積極的な市民参加を円滑に進め、新たな地域コミュニティを形成する促進剤にもなりうるものと考えられる。

(3) 情報コミュニティと地域情報

トフラーが、「エレクトロニクス住宅」を介してコミュニティの再構築を説いたことは既に触れておいた。しかし、トフラーは、20年後の現在ではほぼ定着しつつある「コンピュータを介したコミュニケーション (CMC= computer-mediated communication)」に注目してそれを説いたわけではなかった。ここでは、前項で紹介した藤沢市の事例を念頭に置きながら、新しい情報コミュニティの可能性を探っておきたい。

2001年2月時点での日本におけるインターネット利用者は、重複を除き3263.6万人と推定され

ている。1997年2月調査から4年間で、利用人口は5.7倍、前年比でも168.43%と増加している。性別構成比では、男性61.2%、女性38.8%となっており、前年と比較すると女性比率は27.9%から一気に11ポイントも上昇していることが注目される⁰⁴。これらの数値は、インターネットがまさにブームの様相を呈していること、しかもそれが同時に、社会生活上に何らかの新しい変化を及ぼす可能性を秘めているのではないか、ということを感じさせる。

その理由は、情報化の影響が企業や行政の場から生活場面へと広がることによって、従来求められてきた情報伝達の迅速性や効率性の追求とは異なる方向にも、情報化が波及しつつあることが予想できるからである。つまり、コンピュータを介したコミュニケーション(CMC)は、迅速さや効率とは差し当たり無関係に、志を同じくする人々が双方向で意見交換を繰り返すことを通じて、従来のコミュニティとは異なった新しい関係性を形成しうるのではないかという期待が、浮上してきているのである⁰⁵。

従来のコミュニティにおける人間関係は、村落共同体における地縁・血縁か、企業・学校組織における社縁・学校縁であった。いずれも運命的ないしは義務的な、非選択的なものであった。これに対して、CMCは、共通の関心事という選択縁や情報縁⁰⁶によって結ばれたコミュニケーションであって、いわば自己実現型のそれである。迅速さや効率をめざすのではなく、共通テーマをめぐりコミュニケーションを交わすこと自体を楽しむ共同性を志向したCMCの台頭により、「地図にないコミュニティ」が成立する可能性が開かれた。しかし、この情報コミュニティ⁰⁷には、メリットばかりが存在するのではなくデメリットも内包されている。

CMCは、時間と空間の制約から解放された自己実現の場である。と同時に、物理的な場所性を欠いたバーチャルなサイバースペースでの他者との関わりは、本来の人間関係の拒否、実世界からの逃避、リアルとフィクションとの混同といったマイナス評価をも含んでいる。また、現実のコミュニケーションは、年齢、ジェンダー、社会的地位などによって制約されており、社会規範や世

間の常識などの制約を前提として成り立っている。これに対して、CMCではそれらの制約は解除されており、自由で平等な立場で本当の自分を発揮できる。しかし、反面、実社会での人格から解放された無責任な人格による、呵責なき他者攻撃や歯止めを欠いた敵対性(フレーミング)を引き起こす可能性もある。

したがって、CMCを通じて成立する情報コミュニティは、戦後の急激な都市化のもとで進行した共同体の喪失から、自由な選択と自己実現を通して新たな関係(共同社会の再建)の構築へと向かうその過渡期と位置づけることもできるが、他方、既存のコミュニティとの兼ね合いのなかで⁰⁸、むしろ、それを機能不全に陥らせたり形骸化をさらに進める危険性をも併せもっている。こうした事情を踏まえれば、CMCに対して、イエスカノーかという二者択一を迫る議論は生産的とはいえない。メリットだけを称揚するのでも、デメリットだけを挙げつらうのでもなく、それらを超えた情報コミュニティの可能性を十分に吟味する必要がある。

CMCには、伝えられる具体的な情報内容そのものの他に、情報のやり取りをする関係性(他者との繋がり)自体が重視される傾向がある。他者との共同性を志向するこの傾向は、従来の地域共同体や企業組織が志向する共同性とは異質である。かつては所与のものであった共同性は、戦後の都市化や核家族化の進展のなかで、ますます希薄化し形骸化していったが、情報コミュニティでは、共同性はゼロから築き上げるものになっており、CMCの参加メンバーたちの間でコミュニケーションが枯渇すれば、その時点で情報コミュニティ自体も消滅してしまうような脆げなものだからである。

藤沢市の「市民電子会議室」においても、この点は検証可能である。市民は自由に「会議室」に参加できるし、新たな「会議室」を開設することもできる。市町村合併のような焦眉のテーマを、初めから期間限定で開設することも現に行われている。しかし、開店休業中の「会議室」や、メンバーの広がり欠け消滅した「会議室」もある。魅力的なスペースであると同時に、脆げなスペースでもある情報コミュニティを、より現実なもの

として地域に根づかせていくには、さらにどのような仕掛けが必要かという課題もある。もちろん、早急な結論は避けなければならないであろう。もともと、情報縁は選択縁なのであるから、市民の選択の結果「会議室」が閉鎖されることは、虞れるに値しないという考えもありうるからである。

しかし、同時にまた、新たに構築されつつあるコミュニティと、従来からの所与のコミュニティとを、排他的にはなく相互補完的に機能させるためには、どのような社会的なメカニズムを今後整える必要があるか、という重要かつ極めて今日的な課題もあることを付け加えておきたい。

(4) 住民主体の地域情報化

わが国における地域情報化の動きは、既にみたように、まずは地域産業の情報化から始まり、やがて行政の情報化を経て生活・文化の情報化へという道を辿ってきた。地域における生活・文化情報の充実という視点から、過去に行われてきた主張を検討してみると、現在の到達点には隔世の観があると見ることもできる。

例えば、藤竹暁は、1970年代前半に、当時の情報装置を改革して「市民情報ネットワーク」を構築し、新たなコミュニティづくりの道を提示しているが、その具体策は以下のようなものであった。小さな公共空間としての「新しい井戸端会議の制度化」、市民相互間で地域問題を討論できるような「媒介情報装置の効率化」、「複製情報装置と市民施設」の設置および改善、広報紙に討論の機能をもたせるような「自治体広報の改革」⁹⁹。

先に紹介した藤沢市の先進事例は、これらの提案の精神を具体化しようとする動きと見て間違いないであろう。そこには、地域問題を市民の間で自由に討論できる場も、それを保障するための自治体情報の公開もかなりの程度に行われているからである。もちろん、それは現在のところあくまで先進モデルに過ぎないし、今後もさまざまな仕掛けを加える余地を残していることは、既に触れたとおりである。しかし、これが「新しい（電子）井戸端会議の制度化」をめざしている点は、改めて確認しておきたい。

ところで、井戸端会議の議題として、地域情報

はどのように分類することができるであろうか。ここでは、大石裕の分類を引いておきたい¹⁰⁰。

- (1) 争点情報—地域社会内で生じた社会問題の所在を、住民や組織、さらには地方自治体に周知し、問題の当事者に対し、その解決を促すことを目的に伝達・受容される情報。
- (2) 生活情報—住民や組織が日常生活を営むうえで、その利便性の向上を目的に伝達・受容される情報。
- (3) 業務情報—主に組織の経済活動の必要から、および地方自治体の業務上の必要から伝達・受容される情報。
- (4) 娯楽情報—住民の娯楽を目的として伝達・受容される情報。
- (5) 教育・教養情報—知識・教養の向上を目的に伝達・受容される情報。

この分類の中でとりわけ重要なものは、争点情報であろう。情報の氾濫がいわれて久しいが、本当に必要な情報をわれわれは手に入れているであろうか。これまで各地で住民投票が行われてきたが、それらはすべて、争点情報が市民の手に充分には行き渡らなかつたところから始まったと見てよい。新潟県巻町（原子力発電所）、岐阜県御嵩町（産業廃棄物処分場）、沖縄県（米軍用地の強制使用と米兵の暴力事件）、沖縄県名護市（ヘリポート基地）、神戸市（空港）、徳島市（吉野川可動堰）における住民投票は、住民自身による健康や安全に関する確かな情報収集に基づいて実施されたものであった¹⁰¹。

争点は、原発や米軍基地や空港といったいわば国家の政策にかかわるような問題ばかりではない。暮らしに根ざした身近な情報に対しても、バリアーが築かれているケースは数え上げればきりが無いほどである。例えば、食品や製造品の安全性に関する情報は、「いつでも、どこでも」入手可能な状態が保障されているだろうか。医薬品の有害性に関する情報はどうかであろうか。あるいは、大気や水質の汚染に関する情報や、ごみ処理の実態に関する情報や、地域開発や今後の公共事業の計画に関する情報などについても、情報量は極めて限られていると言わざるをえない。

本節では「住民主体の地域情報化」という課題を掲げたが、こうしてみると地域情報化は未だ道

半ばという感が深い。そして、それは地域情報化の計画作成自体が、これまで住民のほとんど関与しないところで行われてきたということと無関係ではないだろう。もともと地域の長期総合計画は、地域の実情をほとんど知らない首都圏のコンサルタント会社やシンクタンクに依頼されるケースが多かったが、情報化計画でも、それが踏襲されてきたというのが各地の実態である²⁸⁾。最近になって、そうした傾向を脱却し、地域計画の立案・審議に住民が参画するような変化の兆しが現れつつあるが、そういう場が用意されてはじめて、真の市民参画型地域づくりの腰がすわるのである。

次節で詳しく見るように、争点情報に関しては、行政に特有の秘密主義や情報独占によって、できるかぎり情報の公開を避け、あるいは公開の時期を遅らせようとする力が働くことが、これまで多かった。各地における情報公開条例の制定によって、従来の動きに変化が生じてきていることは間違いないが、条例制定によって問題が片付いたと見るのは早計である。条例には適用除外事項が定められているが、それが抽象的な表現にとどまるために、除外対象が拡大解釈される余地を残している場合が多いからである。除外事項が明文化されていけば、部分公開への道も開かれ、請求時点では非公開であっても、時の経過とともに非公開と裁決された合理的な理由が消滅するケースもありうる。争点情報をむやみに隠させない仕掛けを確保するためには、まず、原則公開の理念を踏まえたこの例外措置の吟味が肝要である²⁹⁾。

(5) 争点情報の現在

争点情報をめぐる研究には、例えば、原子力船「むつ」問題を扱った林茂樹の論文がある³⁰⁾。そこで対象とされているのは、国民的争点を発生させて世論を二分するといった情報であるが、ここでは、既に触れたような、地域住民の健康や安全、環境や開発をめぐる争点情報に視点を限定して論を進めることにしたい。

長野県小県郡丸子町のHPには、情報公開条例に対する町の姿勢が次のように明記されている。「この条例では、……いくつかの要件にあてはまる情報以外はすべてが公開の対象となり、原則と

して、情報はありのまま公開することとしています。……さらに、情報の公開に加えて、町は積極的な情報の提供をすることにしています。これは、施策や事業の決定過程や進行状況を明らかにし、情報を共有することで、町民のみなさんと町が一体となってまちづくりを進めようというものです」³¹⁾。

ここには、行政情報の公開の原則ばかりでなく、もう一步踏み込んだ「積極的な情報の提供」が端的に謳われている。しかもその中には、「施策や事業の決定過程や進行状況」が含まれている。これは、プロダクト情報からプロセス情報へという、デジタル・メディア社会に求められる情報開示を、率先して行おうとする決意を示したものであるとして重要な意味を持っているといつてよい。

従来、自治体から地域住民への情報提供は、いわば完成された、それ以上に加工できないプロダクト情報の提供に限られていた。つまり政策立案のプロセスや事業の決定・進行プロセスを住民と共有して、それを地域づくりに生かすという発想は、ほとんど見られなかった。それに比べると、プロセス情報を積極的に開示しようとする丸子町の姿勢は、参画型のまちづくりを進める町の立場を鮮明にしたものとして高く評価できる³²⁾。しかし、「公開することにより無用な混乱や誤解を与える情報、公開することにより業務が適正に行えなくなる情報」は適用除外とされており、文言が抽象的であるがゆえに解釈次第では、プロセス情報が開示されない可能性も残されているのである。

長野県上田市の場合にも、同じことが当てはまる。「市の事務事業の適正な意思形成や適正な執行に著しい支障が生じると認められる情報」は適用除外とされている。ここでは、同市における、二つの争点情報が積極的に公開されなかった事例を検討しておこう。一つは、しなの鉄道西上田駅南口の駅前整備事業、もう一つは「上田 道と川の駅」事業であるが、いずれも市の側から市民に争点となりうるプロセス情報を充分には明かさないうまに計画が進んでいるという点で共通点をもつ事業である。

前者は、地元の高校生が通学路を整備して欲しいと市長に要望したときに初めて明らかになった

事業で、それがなければ着工段階まで将来の公園利用者にも情報が行き渡らなかつたであろう事業である。高校生が計画を知ってプロジェクトチームを作り、自分たちの設計図を市に提案した経緯は実に頼もしかったが、時すでに遅く、市はコンサルタントに設計を依頼し、完成品に近い設計図を受け取った後だった。現在、調整が進められているが、市の担当部局では、高校生案を一部取り入れて、しかし微調整で済ませたいという意向のようである⁶⁰。車社会に対応した広い駐車場をもつ駅前広場か、環境に配慮した緑濃い市民の憩いのスペースの確保かというのが、ここでの争点であるが、言うまでもなく、後者が高校生案である。

もう一つは、建設省（国土交通省）の道路局および河川局にそれぞれ「道の駅」「水辺プラザ」として登録申請することを予定して、平成8年11月に第1回「検討委員会」を開催して始まった公共事業である。6回の会議を経て、平成11年4月に基本方針と28億円と見積もられる予算規模の原案が決定されている。建設予定地の地元説明会が行われたのは同年9月。その後地元関係者との5回の話し合いの末に、平成12年3月から7月までに7回地元有志による「研究準備会」が開かれた。さらに同年10月から、非公式の準備会を拡大した「研究委員会」が2度開かれた。この委員会の規約によれば、「上田 道と川の駅」内に設置する地域振興施設に関する調査・研究および具体的施設内容の決定、施設の管理運営に関する検討を行うものとされている。

この計画のうち「水辺プラザ」部分の情報が市民に伝えられたのは、平成14年2月1日付けの「広報うえだ」紙上においてであった。「検討委員会」「研究準備会」「研究委員会」のメンバーに公募委員は含まれていない。つまり、この間プロセス情報は1度も市民に流されなかつた。この事例における争点は、物産センター、レストラン、温泉施設、イベント広場などを持つ地域振興施設の建設をめぐる情報をどの段階でどういう手段で市民に伝え、関心のある市民の声をどういう形で集約するかという点にある⁶¹。しかし、それが無いまま、その後「道の駅」の計画は、小泉構造改革の道路特定財源の見直しによって中断し、「道の

駅」予定地に建設されるはずであった地域振興施設の管理運営の検討も棚上げにされて今日に至っている。

二つの事例は、地域生活に結びついた争点情報に対して、計画の段階から市民がアクセスできるような環境をどのように保障するか、その際に地域メディアはどのような役割を担うべきかを考える論点を提起している。市民の「知る権利」が保障されなければ、市民が他の市民に対して「知らせる権利」を行使することもできず、住民自治による地域づくりも、お題目に終わる可能性が高いからである。そこで、最後に、地域計画に対して立案・審議を通じて市民が自主的に参画できるような場としてコミュニティを考える立場から、地域メディアと地域づくりとの関連について検討しておきたい。

(6) 地域メディアと地域づくり

地域メディアは、「地域」および「メディア」のそれぞれが含意する二つずつの種類の組み合わせによって、以下の四つに分類できる。(1)一定の地理的空間に生活する人々を対象にしたコミュニケーション・メディア（自治体広報、ミニコミ紙、タウン紙、CATV、県紙、県域放送）(2)活動や志向の共通性・共同性を自覚する人々を対象にしたコミュニケーション・メディア（サークル誌、ボランティアグループ会報、各種運動体機関紙、イントラネット）(3)一定の地理的空間に生活する人々を対象にしたスペース・メディア（公民館、図書館、公会堂、公園、ひろば）(4)活動や志向の共通性・共同性を自覚する人々を対象にしたスペース・メディア（クラブ施設、同窓会館、研修所）⁶²。

このうち、インターネット技術を特定のコミュニティ内部の情報ネットワークとして利用するイントラネット⁶³の先進事例としては、藤沢市の「市民電子会議室」を紹介してあるので、ここではCATVの新たな地域メディアとしての役割について触れておきたい。従来のCATVへの加入理由は、より多くの民放番組を見たいというのが筆頭であったが、近年の傾向は、身近な地域情報の提供を求める声に変わりつつある。メディア特性としても、CATVはテレビとは異なり、チャン

ネルを開放して住民の自由な番組制作を支援することが可能である⁶⁰。この点に注目して、以下では「パブリック・アクセス・チャンネル」と地域づくりとの関連に論点を絞ることとする。

「パブリック・アクセス・チャンネル (PAC)」とは、CATV の自主番組を流すチャンネルとは別に、市民に対話と議論の場を提供するために、空きチャンネルを開放して市民がメディアにアクセスすることを可能にした空間である。これまで、アメリカやオランダの事例を含めて、わが国の先進事例も既に紹介されてきているが⁶⁰、PAC はこれからの地域づくりにとって注目に値するメディアである。もちろん、「市民電子会議室」と同様、PAC が直ちにコミュニティの再建と結びつくと考えるのは過大評価であるが、コミュニティを活性化させる増幅器の役割は担いうと考えることができる。

地域には、育児や教育、介護や福祉、安全や環境など、地域の内部に向けて密度高く知らせたいという情報が広く存在している。「いじめや不登校の学校問題を考えたい」「青少年の暴力や犯罪の背景を探りたい」「高齢者の置かれている現実を伝えたい」「産業廃棄物処分場の実態やリユース・リサイクルの最前線を紹介したい」「地域における防災対策の現状を確認し提言したい」「食料の地域自給をめぐる問題提起を行いたい」など、市民が公共メディア (PAC) を使って市民に対して「知らせる権利」の保障を求める声は多い。

もちろん、「市民電子会議室」が有効に機能するためには、IT 講習会のようなリテラシーに関する社会教育が必要なように、チャンネルを開放しただけでは充分とはいえない。番組制作に必要な機材やスタジオを提供し、情報やメディアのリテラシー教育を支援するスタッフがここでも不可欠であるが、そういう環境も各地で徐々に整いつつある。繰り返しになるが、問題は、地域の中でコミュニティの連帯の気運を日常的に醸成していく仕組みを、地域メディアの活性化と同時並行で創っていく必要があるという点である。本稿がテクノ・メディア論の立場をとらない理由もそこにあるのであって、メディアは地域づくりの増幅装置であるに過ぎないという点を改めて確認してお

きたい。

最後に、地域づくりの基本である地域計画の在り方をめぐるマンフォードの所説を紹介して、本稿のまとめとしたい。

地域の画一化が起こる最大の原因は、地域計画が行政任せになってきたからである。したがって、個性的な地域づくりには、計画への住民参加が不可欠である。しかも、それは、地域調査、そのアセスメント (調査結果の批判的評価)、それに基づく計画、計画の具体化の全てにわたる参加・参画でなければならない—これがマンフォードの基本的スタンスである⁶¹。特に、アセスメントが不徹底なために、せっかくの調査結果が産業界の意向によって曲げられ、アメニティを欠いた地域計画に終わるケースは多い。それを避け、個性的な地域づくりを実現するためには、初動調査から計画の実践まで、全ての段階に「高校生」も含めた関心のある「すべての市民」の参加が必要である⁶¹。

一方では、行政がそれを閉ざしているという現実がある。地方自治体の長期総合計画がコンサルタント会社任せにされ、それを審議する審議会委員も行政から依頼された機関代表で固められ、参画型へシフトする余地は少ないという現実である。情報を敢えて公開しないという現実もある。しかし、こうした環境が少しずつ変わりつつあるのも事実である。例えば、長野県坂城町の第4次計画では、従来コンサルタントに依頼してきた総合計画を、地元長野大学の教員が町職員と協働でつくる方式に改めている⁶²、北海道のニセコ町では、平成7年度から、図表や写真、分かりやすい表現を使った予算説明書を、進んで町民に提供して課題の発見と議論を呼びかけている⁶³。また、住民が自ら進んで「白書」をつくり、行政の地域計画に対するオルタナティブを提案するという試みも行われている⁶⁴。

したがって、これらの動きは行政と住民のパートナーシップによる地域づくりへの助走と見なすこともできる。地域計画への住民の参画と、メディアを介した日常的なアクセスの保障がなければ、コミュニティ (地域的コミュニティばかりでなく機能的なそれも含む) は再生しない。なぜなら、マンフォードも言うように、「塔や丘や飛行

機から一望できるくらい小さく、また、青年が政治的責任の時期に達する前にすべての部分を探検できるくらい小さな「コミュニティの中でこそ社会変革は期待できるが、それが行われるためには、コミュニティの中に「人々の創造力を目覚めさせる大胆な計画」が存在しなければならず、しかもその計画の中には、地域計画ばかりでなく、マンフォードは触れていないが、CMC や PAC を有効活用する計画も当然に含まれているからである⁹⁸。

注

- (1) 小林宏一「メディア性とメディア秩序」児島和人編『社会情報』（『講座社会学』8）、東京大学出版会、1999年、256頁、参照。
- (2) 黒崎政男「急変する情報メディア」朝日新聞、2002年2月13日付朝刊文化欄。
- (3) トフラー『第三の波』（A. Toffler, *The Third Wave*, 1980）徳岡孝夫監訳、中公文庫、1982年、第16章、263—279頁、参照。
- (4) トフラー以前の代表的なテクノ・メディア論にマクルーハンの所説がある。「メディア論」（M. McLuhan, *Understanding Media*, 1964）栗原裕・河本仲聖訳、みすず書房、1987年を参照。なお、マクルーハンの業績については、トロント大学の「文化と技術—マクルーハン・プログラム」（<http://www.mcluhan.toronto.edu/prog.html>）を見よ。
- (5) 水越伸『デジタル・メディア社会』岩波書店、1999年、16—26頁。同「メディアとは何か」東京大学社会情報研究所編『社会情報学Ⅱ』東京大学出版会、1999年、177—194頁。
- (6) 吉見俊哉「カルチュラル・スタディーズ」同上『社会情報学Ⅱ』65—83頁。同『メディア時代の文化社会学』新曜社、1994年、序章～Ⅱ章も参照。
- (7) マンフォード『権力のペンタゴン』（L. Mumford, *The Pentagon of Power, The Myth of the Machine II*, 1970）生田勉・木原武一訳、河出書房新社、1973年、409頁。
- (8) 大澤真幸「電子メディアの共同体」吉見俊哉ほか『メディア空間の変容と多文化社会』青弓社、1999年、92—93頁。
- (9) 多喜弘次「地域情報化の陥穽」竹内郁郎・田村紀雄編『新版 地域メディア』日本評論社、1989年、106頁。同『テクノロジーの眩惑』北樹出版、1998年も参照。
- (10) 大石裕『地域情報化—理論と政策』世界思想社、1992年（95年増補）、176—182頁。
- (11) 情報政策研究会編『地方公共団体における地域情報化施策の概要（平成12年版）』第一法規出版、2001年。
- (12) 以下の叙述も含めて、数値は、日本情報処理開発協会編『情報化白書』（コンピュータ・エージ社、2001年）、総務省編『情報通信白書』（ぎょうせい、2001年）、インターネット協会監修『インターネット白書』（インプレス、2001年）を参照。また、インターネット協会（ISOC）のHP（<http://info.isoc.org/>）も参照した。
- (13) 前掲『情報通信白書』95—96頁、参照。
- (14) 前掲『インターネット白書』32—37頁、参照。
- (15) 以下の叙述に際しては、阿部潔「情報コミュニティの可能性」船津衛編『地域情報と社会心理』北樹出版、1999年、119—141頁から示唆を得た。また、CMC に関するオンライン雑誌として「ジャーナル・オブ・CMC」（<http://www.ascusc.org/jcmc/>）がある。
- (16) 情報縁については、川上善郎ほか『電子ネットワークの社会心理』誠信書房、1993年および池田健一編『ネットワーク・コミュニティ』東京大学出版会、1997年を参照。選択縁については、上野千鶴子「選べる縁・選べない縁」栗田靖之編『日本人の人間関係』ドメス出版、1986年を参照。
- (17) ラインゴールドはこれを「バーチャル・コミュニティ」と呼び、前掲の池田編のタイトルには「ネットワーク・コミュニティ」という用語が使われているが、「地図にないコミュニティ」という限りで含意は同じである。H. Rheingold, *The Virtual Community*, 1993（会津泉訳『バーチャル・コミュニティ』三田出版会、1995年）を参照。
- (18) 吉岡至「情報ネットワークと地域社会」（『情報化と地域社会』福村出版、1996年）は、日常生活の場と結びついた従来の地域社会を「地域的コミュニティ」と呼び、それに限定されない開かれた共同体を「機能的コミュニティ」と呼んでいる。
- (19) 藤竹暁「情報装置と市民生活」『現代都市政策 Ⅷ』岩波書店、1973年、330—338頁。
- (20) 大石前掲書、211頁。なお、大石が参考にした佐藤

- 智雄編『地域オピニオンリーダーの研究』（中央大学出版部、1985年）では、地域問題情報（争点情報）、地域生活情報、地域文化情報、地域イベント情報の4分類となっている。
- ②1 今井一『住民投票—観客民主主義を超えて』岩波新書、2000年。
- ②2 田崎篤郎「地域情報化の現状と問題点」東京大学社会情報研究所編『社会情報と情報環境』東京大学出版会、1994年、158頁。
- ②3 松下育夫「地域と情報」前納弘武・美ノ谷和成編『情報社会の現在』学文社、1998年、127—131頁、参照。
- ②4 林茂樹「地域変容と地域情報—争点としての原子力船「むつ」問題をめぐって」『地域情報化過程の研究』日本評論社、1996年、132—160頁。
- ②5 <http://www.maruko-town.ne.jp/www/gyousei/wk.html>。
- ②6 プロセス情報については、長谷川文雄「地域創造と地域情報—情報ネットワーク社会での地域づくり」（<http://www.nmda.or.jp/rio-net/library/ronbun/98kicyou.html>）から示唆を得た。
- ②7 詳しくは、拙稿「高校生への応援歌」（<http://www.nagano.com/journal/nagashima/010511.html>）を参照されたい。
- ②8 以上の経過については、「検討委員会の検討結果による『上田 道と川の駅』施設概要」「研究準備会検討結果報告」「研究委員会規約」等を参考にした。
- ②9 竹内郁郎「地域メディアの社会理論」前掲『新版地域メディア』6—8頁、参照。
- ③0 中島洋『イントラネット』ちくま新書、1997年、10頁、参照。
- ③1 船津衛「地域の情報化」田崎篤郎・船津衛編『社会情報論の展開』北樹出版、1997年、57—61頁、および同『地域情報と地域メディア』恒星社厚生閣、1994年、参照。
- ③2 詳しくは、児島和人・宮崎寿子編『表現する市民たち』NHKブックス、1998年、および津田正夫・平塚千尋編『パブリックアクセス』リベルタ出版、1998年を参照。
- ③3 マンフォード『都市の文化』（L. Mumford, *The Culture of Cities*, 1938）生田勉訳、鹿島出版会、1974年、372—379頁。
- ③4 詳しくは、拙稿「都市と文化—L. マンフォードの所説を手がかりに」長野大学産業社会学部編『グローバル時代の地域と文化』郷土出版社、1999年、154頁以下を参照。
- ③5 坂城町企画調整課『「ものづくりとやすらぎのまち」をめざして—自然と人と産業との共生』（坂城町第4次長期総合計画）、2001年。
- ③6 ニセコ町町民総合窓口課『もっと知りたいことしの仕事』（平成12年度予算説明書）、2000年。
- ③7 もちづき宮本塾住民白書編集委員会編『農村発・住民白書—本当の豊かさにむかって』1999年。
- ③8 マンフォード、前掲『都市の文化』379—385頁。